

手話等の普及及び利用促進に関する条例

言語は、人々が交流し、情報を伝達し、お互いの感情を理解し合い、意思疎通を図るための手段であり、生きていくために欠かすことのできないものである。

障がい者にとって、意思疎通のための手段は、手話、要約筆記、点字、触手話、代筆等多岐にわたるが、障がい者が自らの障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択し、これを利用する機会が十分に確保されているとはいえず、日常的な困難を抱えている人は少なくない。なかでも、手話にあっては、ろう教育において読唇及び発声の訓練を中心とする口話法が導入されたことにより、その使用が制約された時代があり、その結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史を持っている。

このような中、平成18年の国際連合総会において採択され、平成26年に我が国が批准した障害者の権利に関する条約においては、言語には音声言語のみならず、手話その他の形態の非音声言語が含まれること及び意思疎通には言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通等の多様な手段があることが明記されたところである。

また、我が国では、平成23年に改正された障害者基本法において、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための基本原則の一つとして、全ての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと定められたところである。

このような状況の下、本県は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指し、平成28年3月、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例を制定した。同条例では、基本理念の一つとして、全ての障がいのある人は手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならないことが掲げられたところである。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての県民の意思疎通が円滑に行われ、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、障がい者関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会（以下「共生社会」という。）

の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 言語としての手話の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁（障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、触手話、代読、代筆その他の障がい者が他者との意思疎通を図るための手段をいう。
- (4) 意思疎通支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳及び介助、点訳、音訳を行う者その他の障がい者と他者との意思疎通を支援する者をいう。
- (5) 障がい者関係団体 次に掲げる団体をいう。
 - ア 障がい者の社会参加及び自立を促進することを目的とする団体であつて、障がい者及びその家族等を構成員とするもの
 - イ 障がいの特性に応じた意思疎通手段を通じて障がい者等と交流することを目的とする団体であつて、その意思疎通手段について学習する者をその構成員とするもの
 - ウ その他障がい者がその障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用するための支援を行う団体

(基本理念)

第3条 言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 言語としての手話の普及は、手話が独自の体系を有する言語であつて、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

3 障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進は、全ての県民が、共生社会の実現にとって障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）と連携して、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する総合

的な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がい者、障がい者関係団体、意思疎通支援者等の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

3 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮をするものとする。

(市町村等との連携)

第5条 県は、基本理念に対する県民の理解の促進及び障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、市町村等との連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(障がい者関係団体の役割)

第7条 障がい者関係団体は、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択する機会が確保されることの重要性について、県民、事業者等の理解を深めるために必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的な推進等)

第9条 県は、都道府県障害者計画（法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画をいう。）において、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するために、宮崎県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第1項の施策を推進するために必要な専門的事項について、障がい者関係団体その他の関係団体に意見を聴くよう努めるものとする。

(啓発及び学習の機会の確保)

第10条 県は、県民が言語としての手話の普及に対する理解を深めることができるよう、市町村等と連携し啓発に努めるものとする。

2 県は、県民が障がいの特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めることができるよう、市町村等と連携し、障がいの特性に応じた意思疎通手段に関する啓

発を行うとともに、その学習の機会を確保するよう努めるものとする。

- 3 県は、市町村等、障がい者関係団体及び意思疎通支援者と連携し、障がい者及びその保護者等への障がいの特性に応じた意思疎通手段に関する学習の機会の確保に努めるものとする。

(情報の発信)

第11条 県は、障がい者が円滑に県政に関する情報等を取得することができるよう、情報通信技術の活用を配慮しながら、障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、障がい者と他者との意思疎通が円滑に行われるよう、意思疎通支援者等の育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。